

公用車への広告掲載事業に関する

サウンディング型市場調査

実施要領

1 公用車への広告掲載事業の概要・考え方

本市では、新たな自主財源を確保するため、平成 18 年度から広告収入事業の取組みとして、庁内のモニター広告や足ふきマット広告、市のホームページのバナー広告等を実施してきました。このたび、新たな財源として公用車への広告掲載事業を検討しています。

公用車は、市の職員が、公務で市内及び近隣市へ外勤する際に利用しています。

広告事業者の皆様と対話を行い、事業実施に向けた条件整理に役立てたいと考えております。

(1) 定義

公用車への広告掲載事業は、市と広告事業者との契約により、広告事業者が市の保有する公用車に広告枠を取得し、広告及び交通安全標語を掲載する事業です。

市は、広告事業者より広告掲載料を得て市の財源とします。

浜松市は政令指定都市中における人口 10 万あたりの人身交通事故件数が平成 21 年から 8 年連続ワースト 1 であり、この状況から脱出するため、「浜松市交通事故ワースト 1 脱出作戦」を実施しています。この作戦に「インパクト性の高い広報」があり、「広告＋交通安全標語」の掲載で交通安全の啓発をします。

(2) メリット

公用車への広告掲載事業を実施するメリット

- ・車通りの多い道路から閑静な住宅街や団地まで市内各地を走行するため、多くの人の目に触れる機会が多く広告効果が高いと考えます。
- ・広告掲載した民間事業者等が交通安全に関する意識が高いとのイメージアップにつながる考えます。

(3) 対象となる公用車

- ・市が所有するリース車両以外の公用車が対象です。
- ・市職員が公務で使用し、浜松市内及び近接地（湖西市、磐田市、袋井市）を走行します。
- ・月間走行距離500km程度です。
- ・走行時間は、原則として土、日、祝日、年末年始を除いた午前8時30分から午後5時15分の間となります。

(4) 掲載内容

- ・民間事業者等の広告
- ・交通安全標語

民間事業者等が提案する標語または浜松市交通事故防止対策会議による「高校生による交通安全標語コンクール」の入選作品とします。

高校生による交通安全標語コンクールの入選作品は、毎年12月ごろ決定しますので、広告掲載期間との注意が必要となります。

《浜松市広告掲載基準抜粋》

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び社会更生法による再生・更正手続中の事業者
- (8) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81条）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治性及び宗教性のあるもの
- エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- キ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ 社会的に不適切なもの
- サ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現の禁止
- イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う医療行為
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(5) 広告事業者及び広告料の決定

入札公募で、最高金額の事業者を広告事業者として決定します。

2 対話にあたっての前提条件（※市の想定であり、決定事項ではありません）

(1) 対話の趣旨

今回のサウンディングでは、広告事業者を対象に公用車への広告掲載のニーズを調査し、事業実施の可否を検討します。

(2) 対話の対象車両

- ・本市が所有するリース車両以外の公用車19台（軽自動車10台、小型自動車9台）が対象です。
- ・リース車両については、広告掲載により車体に修理が必要な傷や跡が残らないことを確認し、リース会社の承認が得られたら、次の公募より広告掲載していきます。
- ・車両の駐車場所は、浜松市役所の本庁舎内（浜松市中区元城町）で、本庁舎及び中区役所に勤務する職員が使用します。
- ・月間走行距離500km程度です。

No.	号車	車種名	自動車の種別	用途	車体の形状	車名
1	101	タウンエース	小型	貨物	バン	トヨタ
2	125	タウンエース	小型	貨物	バン	トヨタ
3	253	サクシード	小型	乗用	ステーションワゴン	トヨタ
4	155	インサイト	小型	乗用	箱型	ホンダ
5	63	セレナ	小型	乗用	ステーションワゴン	ニッサン
6	148	ADバン	小型	貨物	バン	ニッサン
7	189	ADバン	小型	貨物	バン	ニッサン
8	193	ADバン	小型	貨物	バン	ニッサン
9	251	ADバン	小型	貨物	バン	ニッサン
10	314	エブリィ	軽自動車	貨物	バン	スズキ
11	332	エブリィ	軽自動車	貨物	バン	スズキ
12	508	エブリィ	軽自動車	貨物	バン	スズキ
13	551	エブリィ	軽自動車	貨物	バン	スズキ
14	555	エブリィ	軽自動車	貨物	バン	スズキ
15	326	ハイゼット	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ
16	331	ハイゼット	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ
17	369	ハイゼット	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ
18	398	ハイゼット	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ
19	580	ハイゼット	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ

(3) 広告掲載位置

左右のドア面で走行の妨げにならない位置とサイズ（下記参照）

なお、公用車両の広告は、屋外広告物条例に該当しない広告物のため、申請は不要です。



(4) 広告料

大きさにより、変動があると考えますが、縦60cm×横150cmの広告掲載した場合、1台あたり年間10万円程度と考えています（消費税及び地方消費税を含みます）。

広告の作成や貼り付け作業等の費用は、広告事業者負担となります。

(5) 掲載方法

容易に剥がせて跡の残りにくい特殊フィルムによる設置を考えています。

（マグネットシートによる貼り付けや車体への直接塗装は不可）

(6) 契約期間

契約期間は、3年程度を想定しています。

(7) 事業スケジュール（予定）

今回実施するサウンディングをもとに公用車への広告掲載事業実施の可否を判断し、平成30年度に広告事業者を公募する予定です。

年月	内容
平成30年3月	結果取りまとめ
平成30年度以降	募集開始

3 対話内容（当日の対話において伺いたい事項）

主に以下の項目について、ご回答頂ける範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。

なお、広告を扱う会社及びそのグループ会社として、自らが事業に関わる前提で、実現可能な内容としてください。

併せて、当該事業の市場性や公用車への広告掲載運営上の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において市に配慮してほしいこと等があればご意見をお聞かせください。対話の際には、事前にご提出頂いた様式に沿ってご説明をお願いします。

項目	内容
1	公用車への広告掲載事業全般について
	①本市の公用車への広告事業の市場性
	②車体への影響の少ない広告の掲載方法及び掲載位置
	③契約期間及び広告掲載期間
	④広告料の考え方
⑤公用車への広告掲載事業実施後、運営上で課題と考えられること	
2	公募及び導入スケジュールについて
	①掲載に要する準備期間
	②公募事項や条件において配慮してほしい点

4 担当連絡先

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

庁舎車両グループ 担当：藤田・関

電話：053-457-2278

E-mail：asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp

対話内容シート
「公用車への広告掲載事業実施に向けた民間事業者等の皆さまとの対話」

法人名 _____

項目	内容
1	公用車への広告掲載事業全般について
	①本市の公用車への広告事業の市場性
	②車体への影響の少ない広告の掲載方法及び掲載位置
	③契約期間及び広告掲載期間
	④広告料の考え方
	⑤公用車への広告掲載事業実施後、運営上で課題と考えられること
2	公募及び導入スケジュールについて
	①掲載に要する準備期間
	②公募事項や条件において配慮してほしい点

※具体的かつ簡潔に回答してください。(A4版3~4ページ程度を目安)